

小規模保育事業 A 型いちご保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園の運営に関する重要事項を次のとおりご説明いたします。

1. 設置者

設置者	一般社団法人 ベビーマーチ
所在地	東松山市大字石橋字下宿 1496-5
電話番号	0493-25-0433

2. 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業 A 型
名称	いちご保育園
所在地	東松山市大字石橋字下宿 1496-5
連絡先	・電話番号 0493-25-0433 ・F A X 0493-25-0433
施設長	高橋 久子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
園舎構造	木造2階建て（1階部分）
保育室等	0歳児室（乳児室）：26.78㎡、1・2歳児室：35.21㎡ 調理室、トイレ、屋外遊戯場
事業開始日	平成28年7月1日

3. 事業の目的及び運営の方針

小規模保育事業 A 型いちご保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする満3歳未満の児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する満3歳未満の児童（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、基準条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

4. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定地域型保育

- (2) 延長保育
- (3) 自園調理による食事の提供

5. 職員の配置状況

職 種	員 数	職務の内容
施設長	1	職員及び施設の運営業務全般の統括、管理を行う。
保育士 幼稚園教諭	10 1	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭 連絡等の業務を行う。
栄養士	1	献立の立案、実施、記録及び食育等の業務を行う。
調理員 事務員	3	給食及びおやつの調理。経理事務及び施設の事務関連 業務を行う。

※条例で定められた、職員の配置基準の範囲内で、員数は前後します。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は
休園となります。

12月28日は協力保育とさせていただきます。

7. 保育を提供する時間

下表の時間帯の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び
時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに
個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な
場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、通
常の利用者負担金の他に、別途延長保育料が必要となります。）

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜から金曜日	7時00分から 19時00分	7時30分から18時30分 ※開所時間において当時間 帯を超えた利用は延長保育 となります。	8時30分から16時30分 ※開所時間において当時間 帯を超えた利用は延長保育 となります。
土曜日	7時00分から 18時00分	7時30分から18時00分 ※開所時間において当時間 帯を超えた利用は延長保育 となります。	8時30分から16時30分 ※開所時間において当時間 帯を超えた利用は延長保育 となります。

8. 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を、お子さまの保育を実施
する月の28日までに（契約期間の始めの月は契約期間の始めの日までに）、当園へお支払い
いただきます。なお月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、東松山市指定の方法によります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

9. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が満三歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	たばた小児科
所在地	吉見町久米田 616-8
電話番号	0493-54-8822

医療機関の名称	すがぬま歯科
所在地	東松山市松葉町 1-22-6
電話番号	0493-21-5103

11. 健康診断

条例に基づき、定期健康診断を年2回、歯科検診を年1回実施します。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者	大坂 美泉
	・責任者	高橋 久子
	・電話番号	0493-25-0433
	・F A X	0493-25-0433
	・第三者委員	大内 一郎
	・電話番号	0493-23-7759
	・ご利用時間	開所時間内
窓口担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出ください。		

13. 緊急時における対応方法

保育の提供時に、利用乳幼児に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14. 非常災害時の対策

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
教材費	制作に関する材料費、保険代等	年額4,200円
ノート代	連絡帳	200円

2. 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）

30分あたり400円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。ただし、領収印の押印等によりこれに代える場合もあります。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名： 一般社団法人 ベビーマーチ
小規模保育事業所 いちご保育園

所在地：東松山市大字石橋字下宿 1496-5
説明者職名：代表理事 高橋 久子 印

私は、書面に基づいて小規模保育事業 A 型いちご保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。また、保育施設等子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して子どもに関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由 及び目的	金額
教材費	制作に関する材料費、保険代等	年額4,200円
ノート代	連絡帳	200円

2. 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）

30分あたり400円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。ただし、領収印の押印等によりこれに代える場合もあります。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名： 一般社団法人 ベビーマーチ
小規模保育事業所 いちご保育園

所在地：東松山市大字石橋字下宿 1496-5

説明者職名：代表理事 高橋 久子 印

私は、書面に基づいて小規模保育事業 A 型いちご保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。また、保育施設等子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して子どもに関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :